安保法制違憲訴訟

第5号

全国ネットワーク報

安保法制違憲訴訟・東京国賠事件

闘いはいよいよ最高裁へ

東京弁護団事務局長　古 川　健 三

5月24日、東京高等裁判所第2民事部は、控訴棄却の不当判決を言い渡した。憲法解釈を変更するか、法改正を発議するかは「国会の専権」であるなどとして司法権の責務を全面的に放棄して立憲主義の破壊を擁護した東京高裁判決は、到底受け入れられない。証人を誰一人採用しなかった東京地裁とは異なり、東京高裁は、半田滋氏を証人として採用するなど積極的な姿勢もみられたが、結論は極めて不当なものであった。これまで、各地の安保法制違憲訴訟では、2021年2月から5月にかけて、沖縄、大阪、札幌の三つの訴訟で高等裁判所の判決が言い渡されたがいずれの地域でも、当時の段階では上告を見送ることとされていた。

東京の控訴審不当判決に対し、どのような態度を取るべきか。私たちは東京弁護団や全国ネットワークでの度重なる議論を踏まえて、上告すべきであるとの結論に達した。

第1には、2016年から違憲訴訟の会に集結された多くの原告や支援者の最後まで闘うという声に応えて闘い続けなければならない、ということである。

第2には、国内外の情勢である。国外に目を向ければ、2022年2月末のロシアによるウクライナへの侵攻以来、武力による紛争解決を放棄し、外交により国際問題を解決する日本国憲法の先進性と価値が再確認されている。ところが国内ではウクライナ問題を口実にして、平和憲法を破壊しようとする動きが強まっている。「敵基地攻撃能力」を獲得し、場合によっては先制攻撃もすべきだ、米軍と「核共有」すべきだ、などという好戦的な主張が一部の人々から声高に叫ばれている。そんな今日の内外の状況だからこそ、安保法制の違憲性と危険性を最高裁判所に突きつけなければならないと考えた。

第3に、昨年5月に札幌で三つ目の高裁判決が出て以降、各地の弁護団の奮闘により、重要な証拠や事実関係が掘り起こされ、さらに多くの学者知識人の協力も得られるなどして、上告審で闘うための主体的条件が整いつつある、ということが挙げられる。

以上の諸事情について慎重に検討した結果、上告して最高裁に憲法判断を迫らなくてどうするのか、今こそ上告して全国の平和憲法を愛する法律家の総力を挙げて闘うべきだ、というのが私たちの統一見解である。

戦前の旧憲法下でさえ、権力に屈せず法の正義を守ろうとした気骨の裁判官があった。1941年から大審院裁判長の職にあった吉田久判事は、露骨な政府の干渉により行われた翼賛選挙に対し、戦争末期の1945年3月1日、選挙を無効とする判決を言い渡している。吉田判事は、訴訟審理に際し遺書をしたためていたという。

安保法制による憲法破壊は、日本の憲政史上最大の汚点である。これまでのほとんどの裁判所はそのことに目を瞑りやり過ごそうとしてきたが、あえて付言を書いた横浜地裁判決のような判決がようやく現れ始めた。憲法の破壊を法律家が黙って見過ごしてはならない。それが安保法制違憲訴訟の原点である。

上告審での闘い、そして全国各地で引き続く違憲訴訟に、引き続き皆様の熱いご支援をお願いしたい。

安保法制違憲訴訟の全国的状況（提訴順）

(1)	東京国賠	2016.4.26 提訴（原告1589名、代理人646名）→2019.11.7 地裁判決→ 2021.4.26及び2021.12.10 東京高裁 半田滋証人→2022.5.24 東京高裁判決
(2)	東京差止	2016.4.26 提訴（原告52名、代理人646名）→2020.3.13 地裁判決→ 2021.11.30 東京高裁 宮﨑礼壹証人→2022.5.20 東京高裁→9.26（結審）
(3)	福島いわき	2016.4.26 提訴（原告292名、代理人7名）→2022.2.22 地裁判決→ 仙台高裁期日未定
(4)	高　知	2016.5.6 提訴（原告32名、代理人13名）→2020.3.24 地裁判決→ 2020.9.16 高松高裁判決（差戻し）→2022.3.18 差戻し→高知地裁期日未定
(5)	大　阪	2016.6.8 提訴（原告1000名、代理人25名）→2020.1.28 地裁判決→ 2021.4.16 大阪高裁判決（確定）
(6)	長　崎	2016.6.8 提訴（原告211名、代理人51名）→2021.7.5 地裁判決→ 2022.7.14 福岡高裁
(7)	岡　山	2016.6.17 提訴（原告560名、代理人45名）→2022.3.23 地裁判決→ 広島高裁岡山支部期日未定
(8)	埼　玉	2016.6.20 提訴（原告573名、代理人105名）→2021.3.17 地裁判決→ 2022.8.4 東京高裁
(9)	長　野	2016.7.26 提訴（原告362名、代理人38名）→2021.6.25 地裁判決→ 2022.5.26 東京高裁→次回10.4
(10)	女の会 （東京）	2016.8.15 提訴（原告122名、代理人9名）→2022.3.25 地裁判決→ 東京高裁期日未定
(11)	神奈川	2016.9.16 提訴（原告422名、代理人78名）→2022.3.17 地裁判決→ 東京高裁期日未定
(12)	広　島	2016.9.16 提訴（原告309名、代理人46名）→2021.12.8 地裁判決→ 広島高裁期日未定
(13)	福岡国賠	2016.11.16 提訴（原告148名、代理人213名）→2022.4.15 地裁判決→ 福岡高裁期日未定
(14)	福岡差止	2016.11.16 提訴（原告23名、代理人196名）→2021.6.9 地裁判決→ 2022.6.15 福岡高裁
(15)	京　都	2016.12.19 提訴（原告126名、代理人48名）→2021.8.19 地裁判決→ 2022.6.9 大阪高裁→次回9.20
(16)	山　口	2016.12.26 提訴（原告135名、代理人19名）→2021.7.21 地裁判決→ 2022.8.24 広島高裁
(17)	大　分	2017.1.10 提訴（原告57名、代理人22名）→2022.5.26 地裁判決
(18)	札　幌	2017.1.16 提訴（原告418名、代理人97名）→2019.4.22 地裁判決→ 2021.5.26 札幌高裁判決（確定）

(19)	宮　崎	2017.3.29 提訴（原告279名、代理人26名）→2021.5.26 地裁判決→ 2022.6.29 福岡高裁宮崎支部
(20)	群　馬	2017.3.29 提訴（原告208名、代理人32名）→2020.10.1 地裁判決→ 2022.6.9 東京高裁証人尋問（青井未帆教授）→次回10.11（留保証人の採否）
(21)	釧　路	2017.5.26 提訴（原告221名、代理人56名）→2021.3.16 地裁判決→ 2022.5.25 札幌高裁証人尋問（青井未帆教授）→次回9.20
(22)	鹿児島	2017.6.12 提訴（原告82名、代理人18名）→2022.4.14 地裁判決→ 福岡高裁期日未定
(23)	沖　縄	2017.6.23 提訴（原告82名、代理人45名）→2020.6.30 地裁判決→ 2021.2.18 福岡高裁那覇支部判決（確定）
(24)	山　梨	2017.8.29 提訴（原告180名、代理人11名）→2021.3.30 地裁判決→ 2022.10.3 東京高裁証人尋問（長谷部恭男教授）
(25)	愛　知	2018.8.2 提訴（原告221名、代理人36名）→ 2022.4.22 飯島滋明、小西洋之、布施祐仁の3証人尋問→6.15 原告本人尋問

（以上の期日は 2022.6.10 現在）

これまで出された判決の基本的特徴

以上の通り、現在24の地裁判決と4つの高裁判決がなされているが、その基本的特徴は⑴平和的生存権と憲法改正・決定権の権利性自体の否定と⑵人格権の侵害の否定である。とりわけ⑵についてはそれを否定する次の2つのパターンで原告らの法的主張を退けている。

それは第一に我が国が現に他国から武力攻撃を受けていないから生命・身体の危険はないという判断である。その代表的判決としては「我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め難い」としている点である。

第二は戦争への恐怖・不安の精神的苦痛を、信念・価値観など個人の考え方と多数決原理の問題にすり替えている点である。代表的判決としては原告らの訴える恐怖や不安等の訴えを「原告らの有する平和に対する信念や信条」に反することによる精神的苦痛の問題と捉えた上で「多数決原理を基礎とする間接民主制を採用する我が国において、立法政策や立法行為が必ずしも全ての国民の個々の見解や信念と一致するものではないことは自明であり、自らの信条や信念と反する立法等が行われることによって精神的苦痛が生ずることは不可避的なものというべきであることからすれば、これらは社会通念上受任されるべきものといわざるを得ない。」としている。つまり、判決は、恐怖・不安の精神的苦痛を、信念・価値観など個人の考え方の問題に矮小化し、多数決原理で決めるべきとして憲法問題を法律問題にすり替えているのである。

（編集委員会）

東京国賠訴訟に対する控訴審の血も涙もない不当判決

東京弁護団　武谷　直人
（全国ネットワーク事務局長）

5月24日、東京高等裁判所は、東京国賠訴訟において、控訴棄却の判決を下した。憲法判断を回避したばかりか、原告らの主張を一顧だにしない、絵に描いたような血も涙もない不当判決であった。

ところで、今回の判決の中に気になる表現があった。曰く、「憲法は・・・憲法改正を発議するか否か、発議する場合の内容をどのようなものにするかについては、国会の専権として委ねているというべきであり」「特定の問題について憲法解釈を変更して立法化するか、立法化に先立ち憲法改正を発議するかという判断についても、国会の専権に委ねられているというべきである」と、今までの判決にはなかった国会の「専権」という言葉を使用している件である。

「専権」の意味を調べると、「権力をほしいままにすること。思うままに権力をふるうこと」（広辞苑）、「権力を独り占めにする。権力を一人で自由に振るう」（角川大字源）とある。古代中国にすでに典拠があり同じ意味であるようだ。

すなわち、専権とは、字義通りに解せば、制限なしに権力を自由に行使できるということであって、これは法の支配や立憲主義とは全く相容れない意味を持つ言葉ではなかろうか。

日本国憲法は、法の支配、立憲主義に立脚して三権分立を取り入れ、権力相互の抑制均衡の下、権力の暴走に歯止めをかけているのであって、国会であっても自らの有する権力を野放図に行使してよいわけでないことは当然である。その意味で、「専権」という用語は、憲法を語るものとしては、全くふさわしくない。

言葉はその発言者の体を現す。「専権」という用語が、もともと、制限なく権力を行使できる謂いである以上、この語を用いて判決をした裁判官の中に、他権を監視する司法権の一翼を担っているという意識が喪失していたであろうことは想像に難くない。

本判決は、判決中の言葉を通じて裁判官の反立憲的な志向がはからずも露呈したものであった。あきれるよりほかない。

青井未帆教授・迫真の証言
――道東訴訟　控訴審――

道東弁護団　荒永　毅

1　5月25日の札幌高裁の法廷では憲法学者の青井未帆教授に理論的根拠に基づいて迫力極まる証言を展開していただきました。

主尋問では、集団的自衛権の憲法適合性に関し、国家実践が憲法的な規範であって、平成27年最高裁判決により、事件と別個独立に憲法実体判断に踏み込むべきか否かを検討する傾向が強まったとして裁判所には憲法判断に踏み切るべきか否かの裁量が与えられている旨証言いただきました。そして、憲法9条の防火壁の役割について船橋西図書館事件、2017年の朝鮮半島危機をもとに詳しく証言いただきました。

2　青井教授の主尋問は1時間でしたが、裁判長から15分にわたって補充尋問がなされたことも大きな特徴でした。①政府解釈が国家実践であったというが、それは事実の問題ではないのかとの質問に青井教授は、事実である憲法実践によって憲法解釈の内実を埋めてきたのがこれまでの9条の下での防衛法制であり、それが公務員の従う法（「機能する憲法」）であったとの説明がありました。また、②憲法判断に踏み込むか否かの裁量とは憲法上与えられたものかとの質問には、憲法76条、81条を根拠として、司法権に内在的に認められる裁量であると証言され、さらに、③芦部信喜教授の示された5要素が、憲法学会でコンセンサスを得ているのかとの質問には、学界で広く受け入れられていると述べられました。最後に、④防火壁論の捉え方について、事実の話なのか、論理理屈なのかとの質問がありましたが、青井教授は、「政教分離原則と信教の自由の問題とパラレルである、自由や権利に対して具体的な侵害が発生しないようにするために『無』とした性格を考えれば、国民の権利自由との相関において9条の根本趣旨を検討するのは、憲法上当然と言える」との説明がありました。

3　私としては憲法判断に踏み込むべき問題について、裁判所が、真摯に検討する姿勢を示したと感じましたので、今後の闘いに大いに期待したいと思っています。

長谷部恭男教授の証人尋問が実現
――山梨の国賠訴訟で東京高裁が決定――

山梨弁護団事務局長　**加藤　英輔**

甲府地裁では一人の証人申請も認めなかった安保法制違憲訴訟だったが、控訴審の東京高裁民事12部では去る6月2日に長谷部恭男早稲田大学教授の証人尋問を決定した。

ご承知の通り、長谷部教授は2015年6月4日の衆議院憲法審査会において自民党、公明党の与党推薦として意見陳述をしたが、政府の意向に反して安保法制は憲法違反であると明言された。つまり、教授は「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を含む新たな安全保障関連法案は従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明つかない」と断じて大きな波紋を投じられたのである。その長谷部教授を東京高裁が証人として採用したことを山梨弁護団は原告市民と共に高く評価して、裁判所における憲法判断の厚い壁を突き破ることを期待している。

長谷部教授は東京高裁に意見書を提出しているが、そこでは新安保法制法における存立危機事態等において、「政府がいかなる場合に武力行使をするかが、曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなった」とし、そのため「結果発生の可能性に対して確率を割り当てることもなし得ない不確実性の状況に立ち至っていると言うことができる。自衛権発動の基準が曖昧化したために、原告らを含む国民の権利侵害に関する具体的危険性の判断自体が困難となっているわけである。」と鋭く指摘されている。そして同教授は、「この集団的自衛権発動の基準の不明確性と合わせて、その発動は、原告らを含む多くの国民に膨大で甚大かつ不可逆的被害が発生する危険をもたらすものであるから、『予防＝事前配慮原則』にのっとり、具体的危険の発生ないし結果の発生が確実に予測できない場合であっても、積極的な司法救済がなされるべき」ことと憲法改正、決定権の侵害が認められるべきことを説いておられる。

山梨弁護団は控訴以降、東京高裁の審理に毎回、原告や支援者らと共にバスを借り切って法廷に駆けつけてきたが、今後は、長谷部証人尋問の成功と勝訴判決獲得のために最善の努力を傾けていく所存である。

裁判所を圧倒した証人尋問（名古屋地裁　4月22日）

安保法制違憲あいち訴訟　弁護団事務局長　**松本　篤周**

1　布施祐仁証人（元平和新聞編集長）　安保法制施行後、自衛隊の装備について、空母やスタンドオフミサイルの導入が検討され、それによって専守防衛の立場から大きく逸脱する方向へ進んでおり、かつ米軍と自衛隊の日米共同訓練や多国間共同訓練等、訓練の内容が急速に変化し、米軍との一体化が急速に進行している。これにより逆に周辺諸国との緊張が高まることになっていること、またその結果自衛官の応募も減少しており、定員充足率が低下して、日本の防衛の上でマイナス現象が生じていることを具体的に証言した。

2　飯島滋明（名古屋学院大学教授）　憲法学者は本来「憲法違反」という言葉を使うことに慎重でなければならないが、安保法制は一見明白に違憲である。

日本を守るための法律でなく、日本が先に外国を攻撃するのを可能にする法律であり、しかも世界中での武力行使が可能とされた。また、これまでの同種訴訟の判決を批判し、アメリカやドイツ、フランスの裁判官たちは、自分たちこそ市民の権利・自由の擁護者という自負を持ち、法律や政府の行為を統制してきたが、安保法制に関わってきた日本の裁判官にはそうした姿勢が感じられない。裁判官には、自分の子どもや孫の世代の平和のために頑張ったと胸を張って言える判決を下して頂きたいと証言した。

3　小西洋之証人（参議院議員）　国会質問で2014年7月の集団的自衛権肯定の閣議決定の論理がいかにペテンであるか何度もとりあげて追及してきた。ロシアのウクライナ侵略を受けて、敵基地攻撃論のみならず、核共有や敵の中枢先制攻撃論、防衛費のGDP比2％の主張など、憲法9条の趣旨をかなぐり捨てた声が大きくなっているが、戦争が始まれば多くの死者が出て平和のうちに生きる権利は全く絵に描いた餅になる。安保法制は戦争を引き寄せるものである。裁判官には最高裁に気を遣うことなく、勇気を持って判断してもらいたい。判断を回避すれば、歴史的に重大な批判を受けることになるとして、迫力のある言葉で証言を締めくくった。

特別寄稿

裁判官経験者から見た 安保法制違憲訴訟判決

弁護士 北澤 貞男

1 私は、1966年4月から2004年12月の定年に至るまで裁判官をしていました。生まれたのはアジア太平洋戦争が開始される2年前の1939年12月です。戦後教育を受けて育ち、自然に日本国憲法を大事に思うようになりました。兵役と戦争の被害を直接受けなかったことが最高の幸せだと思っています。

裁判官としての任地は地方の地・家裁で、民事・刑事・家事・少年の一般事件を担当しました。憲法判断を迫られる大事件にあたったことはなく、死刑判決をしたこともありません。憲法に忠誠を誓ったつもりですが、「蟷螂の斧」を構えたまま、「働き蜂」のような裁判官生活でした。

2005年2月に弁護士登録をし、縁あって、「東京」と「さいたま」の安保法制違憲訴訟に代理人の一人として関与することになりました。人生の集大成になる事件と思って取り組んでいます。

2 裁判官の役割は、当事者の主張と提出された証拠を虚心坦懐に検討・評価し、法的紛争の根本ないし本質を見抜き、真実と正義にかなう結論を導き出すことだと思います。いわゆる「裁判官の良心」に従うわけですが、自分個人の良心ではなく、裁判官として国家権力の一部を適正に行使するという立場を意識した良心と言えると思います。

私は、裁判官を退いて弁護士になってから、裁判官の良心ないしそのあり方を考えるようになりました。当然と思っていた裁判官ばかりではなく、そうでない裁判官が意外に多いのではないかと思うようになりました。ある時、裁判官の中には、国民の上に立ち、国家権力を行使することに「ある種の快感」を覚える傾向さえあるのではないかと思うに至りました。

3 さて、安保法制違憲訴訟は、2016年4月に東京地裁へ提訴したのを皮切りに、全国で22の地方裁判所に25件が提起されました。そして、2019年4月に札幌地裁が証人尋問も原告本人尋問も全く採用することなく判決を下し、それ以後、2022年5月までに地裁で24件、高裁で4件、判決の言渡しがありました。高裁の1件は裁判所の手続ミス（弁論更新手続の欠如）を理由に地裁差戻しの判決でしたが、その他は、いずれも原告・控訴人らには法的保護に値する権利ないし利益が認められないとして、安保法制法の立法行為の違憲・違法性に関する判断を回避し、自衛隊の出動命令等の差止請求を却下し、国賠請求をすべて棄却しました。安保法制法を積極的に合憲とする判断をしなかったものの、政治過程において多数決原理をもって解決すべき問題であるとして、司法判断をしませんでした。「三百代言」に近い理屈を並べ、門前払いにひとしい扱いです。平和的生存権の被侵害利益性を否定し、人格権の要保護性に「戦争等に巻き込まれる現実的な危険性」の存在を要求したのは、わざとハードルを引き上げて撥ねつけたものです。しかも、安保法制の制度としての危険性を「戦争等に巻き込まれる現実的な危険性」に論点をずらしてしまいました。司法に負託された人権保障機能と憲法保障機能を拒絶したことにほかなりません。問題はこうした判決をした裁判官の姿勢と司法のあり方をどう見るかです。

4 安保法制の本質が「平和安全法制」ではなく「戦争法制」であることは明らかであり、これを認識できない裁判官はいないはずです。憲法9条に「一見極めて明白に違反」するかどうかは裁判官によって見解は分かれると思いますが、憲法9条に違反する内容が含まれていることを否定する裁判官はいないと思います。これまでの判決の傾向は、「裁判官の良心」に従って判断するのではなく、狡猾に逃げ廻っているという感じです。違憲の内容を含む安保法制法の立法違法を認め、特に平和的生存権の被侵害利益性を認めることは、憲法に忠誠を誓う姿勢を持っていると見られてしまうため、これを避けようとしたからではないかと思われます。「官僚裁判官」の弱さと裁判官統制の悪弊にほかなりません。

こうした裁判所の傾向に失望しかけていますが、一方において戦後70年余りの司法民主化運動の蓄積もあるので、安保法制法の違憲性を認める判決が一つも出ないことはないだろうとの期待を持っています。反骨精神を刺激されたり、「天の邪鬼」に快感を覚える裁判官も必ず存在すると思っているからです。

ウクライナ戦争、9条、そして、違憲訴訟

違憲訴訟山口弁護団団長　**内山　新吾**
（全国ネットワーク代表）

2月下旬、夜のニュースを見ていた私の娘が真剣な顔で「お父さん、戦争が始まったの？」と言いました。普段は、のんびりしている子の全くちがう表情を見て、ショックを受けました。こんな言葉、子どもから聞きたくなかった。親として、一人の大人として重い責任を感じました。その後も連日、テレビや新聞を通じて、たくさんの人の命が奪われ、建物が破壊され、住むところも食べるものもなく、また人間の尊厳を踏みにじる性犯罪まで横行している様子が伝えられています。

ウクライナの戦争を目の当たりにして実感するのは、戦争は残酷で悲惨な結果をもたらす、ということです。戦争は、いったん起きてしまうと、止めるのはとても難しい、ということです。戦争になると、原発も核兵器も、人類と地球を破滅させる現実的な危険をもたらす、ということです。

いま、ウクライナの戦争を一刻も早く止めることが最大の課題です。同時に 、「いったん起きてしまったら、取り返しがつかなくなる戦争を起こさないようにするため、どうすればいいか」を問いかけ、世界中の知恵を集めて実行することが必要だと思います。

その知恵のもとが、世界の戦争の歴史の中で生み出された憲法9条です。戦争をしない、軍事力を持たない、軍事力で脅かさないという9条の価値と力が、かつてなく問われています 。

こうした中、4月4日のテレビのローカルニュースが、その前日に山口市民会館大ホールで1100名の参加者を前に演説する安倍元首相の姿を映し出しました。自民党県連などが主催した「憲法改正早期実現山口県総決起大会」です（当日、私は、事務所から徒歩5分の会場に、黒いスーツ姿の年配の男性がぞろぞろ入場していくのを目撃しました）。そこで、安倍元首相は、「ウクライナはNATOに加盟していたら、攻められることはなかった」「集団的自衛権で、戦争に巻き込まれると言われてきたが、逆であることがはっきりした」と演説しました。さらに、敵基地攻撃能力について、「向こうの中枢を攻撃することも含むべきだ」と力説しました 。

安倍さん流の「平和の守り方」は、軍事力には軍事力で対抗する、というものです。平和を守るため、軍事力を強化する、軍事同盟を強化する、敵基地攻撃能力を高める、核兵器を持つ。この考え方では、9条はいらない、となるのは当然です。

ウクライナに侵攻するロシア軍の姿を見て、「日本も攻められたらどうするか、9条では大切な命は守れない」と安倍演説に共感する人もいます。戦争はいやだと思い平和を願う少なくない人がそう思っています。

いま、必要な問いかけは、「戦争か平和か」ではなく、「どうやって平和をつくるか」だと思います。

ロシアの侵攻には全く正義はありません。けれども、その背景には、軍事力、軍事同盟、核兵器の抑止力によって平和を保とうとする危険な構造があります。「自衛のため」を口実にした戦争がまかり通る現実があります。ウクライナ戦争は、こうした軍事力、抑止力に頼って平和を守ることには、無理がある、その方法は、決して現実的とはいえない、ということを示しているのではないでしょうか。

戦争には、その火種があります。そして、戦争は自然災害とはちがいます。火種をつくるのは人間であり、だからその火種をなくしていくことが可能なはずです。私たちがやるべきことは、戦争につながるすべてのことを取り除いていくこと、戦争の芽を摘んでいくことです。

安保法制は、戦争の火種として、その制定のときと比べても、どんどん大きくなっています。安保法制違憲訴訟は、戦争の火種をなくすための裁判です。

ウクライナ戦争は、権力者は市民の願いに反して勝手に戦争を始め、続けるものだ、ということを示しています。戦争をしないよう、憲法で権力者をしばることが必要です。安保法制は、あいまいな要件のもとで、権力者が勝手に戦争に突入することを許すものです。それを許さないのが 、立憲主義です 。ズタズタにされてもなお「歯止め」として力を発揮してきた9条と、それを支えてきた市民の運動の歴史に確信を持ちたいものです。

ウクライナ戦争を通じて見えやすくなってきた、憲法9条と立憲主義の価値と力。それを再確認し、違憲訴訟を大きく展開していきましょう。

全国ネットワーク 4月以降の世話人会名簿

内山　新吾	代表
寺井　一弘	名誉代表
伊藤　　真	代表代行
大塚　武一	副代表・前橋
小笠原伸児	副代表・京都
齋藤　道俊	副代表・釧路
髙崎　　暢	副代表・札幌
福田　　護	副代表・神奈川・東京
松田　幸子	副代表・宮崎
広田　次男	福島いわき支部
北澤　貞男	埼玉・東京
古川　健三	東京
棚橋　桂介	東京
岡田　　尚	神奈川
加藤　啓二	山梨
佐藤　芳嗣	長野
松本　篤周	愛知
冠木　克彦	大阪
河田　英正	岡山
松岡　幸輝	広島
梶原　守光	高知
名和田茂生	福岡
森永　正之	長崎
岡村　正淳	大分
白鳥　　努	鹿児島
高木　吉朗	沖縄
柚木　康子	女の会
武谷　直人	事務局長
内村　涼子	事務局次長
島村　海利	事務局次長
有岡佳次朗	事務局次長

〈事務局の住所変更〉

既にご報告しているところですが、今年から安保法制違憲訴訟全国ネットの住所を下記に移転しております。事務局としては当面、島村、有岡の両事務局次長が対応させていただいていますので、よろしくお願い致します。

「全国ネットワーク報」今後の編集発刊体制

「全国ネットワーク報」はこれまで安保法制違憲訴訟の全国的状況を関係者にお知らせするため発刊を続けてきましたが、この4月から東京弁護団の広報としての役割を担ってきた「違憲訴訟の会ニュース」が「全国ネットワーク報」に一本化されることになりました。

それを受けて「全国ネットワーク報」では、今後も最高裁へ上告した東京訴訟の状況を含めた全国の裁判やそれを支える市民の方々の運動などについて的確かつ迅速にお届けしていきたいと思っております。

これまで以上に充実した豊かな内容をお届けしたいと決意していますので、全国からのさまざまな情報やご意見をお寄せくださいますようお願い致します。

その編集は、寺井一弘、武谷直人、島村海利、有岡佳次朗、山口宏弥の5名のメンバーでフォローしていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

なお、「全国ネットワーク報」は現在、7000部を印刷発行し、全国各地の原告と弁護団、支援いただいている市民の皆様にお読みいただいております。

「全国ネットワーク」へのカンパのお願い

全国ネットワークはこれまで有志による任意のカンパによって運営してきましたが、ニュースの発行はじめ運動を維持発展させていくため、その費用を確保していく必要を痛感しています。皆様におかれましては何かと出費の多いところ大変恐縮ですが、趣旨をご理解のうえ、下記口座へのカンパをお願いさせていただく次第です。よろしくお願い致します。

多摩信用金庫　境支店　普通　0121307
口座名：全国ネットワーク
（ゼンコクネットワーク）

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク
〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー14階
電 話：03-6706-4758　FAX：03-6868-4999
Mail：signature@anpoiken.jp　Web：https://anpoiken.jp

2022年6月20日発行